



オンライン専用・低コスト
アクティーフファンドシリーズ

イーストスプリング・ インド・コア株式ファンド

愛称：+α インド
(プラスアルファインド)

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書(交付目論見書)
2022.7.19



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書（交付目論見書）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問合せください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第379号
ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年1回	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

■本書により行う「イーストスプリング・インド・コア株式ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年7月1日に関東財務局長に提出しており、2022年7月17日にその届出の効力が生じております。

■当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

■投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>

委 託 会 社 名	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
設 立 年 月 日	1999年12月1日
資 本 金	649.5百万円(2022年4月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	3,717億円(2022年4月末現在)

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

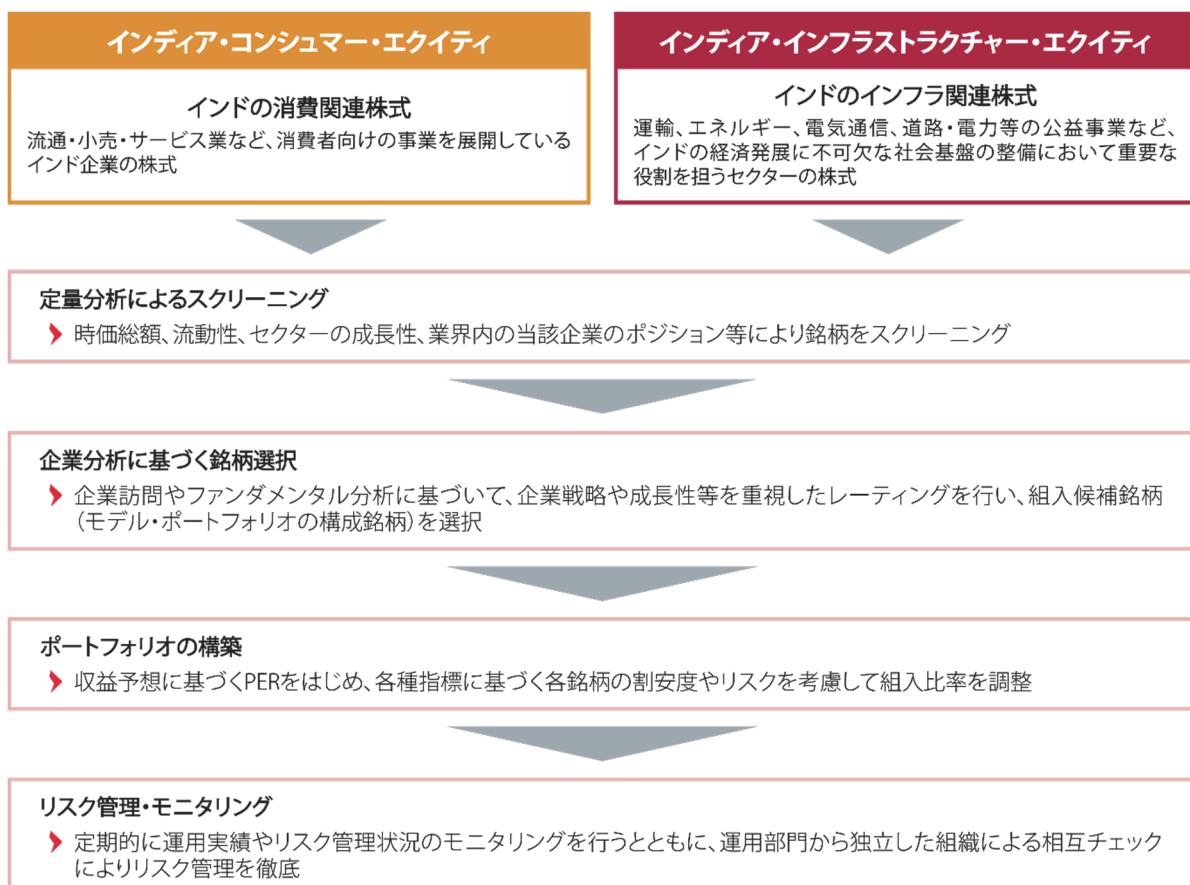
当ファンドは、主としてインドの消費関連およびインフラ関連の株式を投資対象とする投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、インドの内需成長を牽引する消費関連およびインフラ関連の株式に投資を行います。

- ▶ インドの消費関連株式への投資は、「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・コンシュマー・エクイティ・オープン・リミテッド」（以下「インディア・コンシュマー・エクイティ」といいます。）を通じて行います。
- ▶ インドのインフラ関連株式への投資は、「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・インフラストラクチャー・エクイティ・オープン・リミテッド」（以下「インディア・インフラストラクチャー・エクイティ」といいます。）を通じて行います。
- ▶ 「インディア・コンシュマー・エクイティ」および「インディア・インフラストラクチャー・エクイティ」への投資割合は、概ね均等を基本とします。

投資対象ファンドの運用プロセス



※ 上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。



2 イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのネットワークを最大限活用します。

- ▶ 「インディア・コンシュマー・エクイティ」および「インディア・インフラストラクチャー・エクイティ」は、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが運用を担当します。同社は、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行います。
- ▶ 銘柄選択に当たっては、イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのインドの運用会社 ICICI プルーデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（略称：ICICIAM）^{*1} から投資助言を受けます。
- ▶ イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける 15 の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。インドでは 1998 年から ICICI 銀行^{*2}傘下の運用会社 ICICIAM を合弁会社とし、インドにおける資産運用事業に注力しています。

※1 ICICIAM は、ICICI 銀行と世界有数の金融サービスグループを展開する英国プルーデンシャル社（以下「最終親会社」）との合弁会社です。運用資産総額約 4 兆 6,819 億ルピー（インドにおけるシェア約 12.2%、2022 年 1-3 月平均）。出所：Association of Mutual Funds in India

最終親会社および ICICIAM は、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国の M&G 社の子会社であるプルデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

※2 ICICI 銀行はインド最大級の民間銀行です。2022 年 3 月末現在、総資産は約 14 兆 1,129 億ルピー（約 22 兆 6,795 億円、1 ルピー=1.607 円で換算）に上ります。出所：ICICI 銀行ホームページ

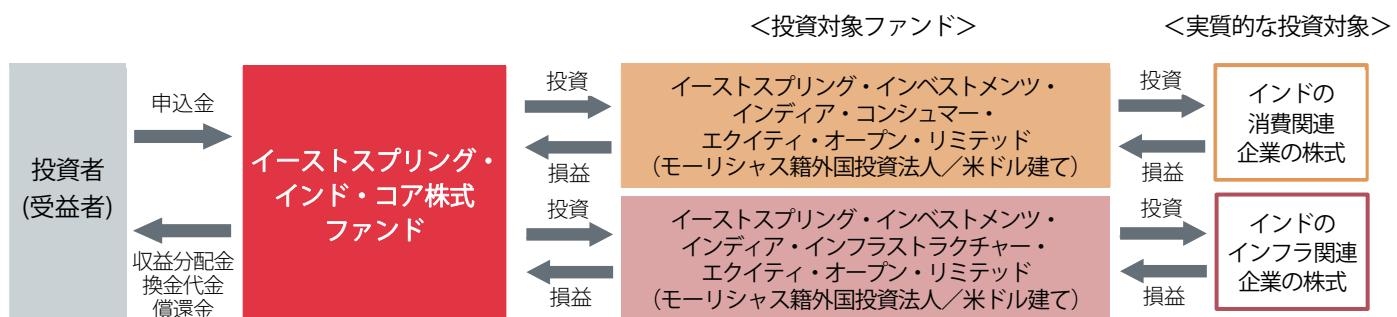
<充実したアジアのネットワーク>



(2022 年 4 月末現在)

ファンドの仕組み

- ▶ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。





3 外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

- 当ファンドは実質的にインドの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、主に円対インドルピーの為替相場の動きに影響を受けます。

収益分配方針

- 原則として毎年7月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<追加的記載事項>

以下の記載事項は、2022年4月末現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

投資対象ファンドの概要

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・コンシュマー・エクイティ・オープン・リミテッド	
形態	モーリシャス籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
主な投資対象	インドの消費関連企業の株式	
ベンチマーク	ありません。	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	投資顧問会社	ICICI プルーデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド (略称：ICICIAM) *
	管理会社	Vistra Alternative Investments (Mauritius) Limited
申込手数料	ありません。	
運用報酬	年率0.40%	
管理報酬	年率0.20%程度	
その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料、現地税務代理人費用等がかかります。	
設立日	2008年5月6日	
決算日	毎年8月31日	
ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・インフラストラクチャー・エクイティ・オープン・リミテッド	
形態	モーリシャス籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
主な投資対象	インドのインフラ関連企業の株式	
ベンチマーク	ありません。	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	投資顧問会社	ICICI プルーデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド (略称：ICICIAM) *
	管理会社	Vistra Alternative Investments (Mauritius) Limited
申込手数料	ありません。	
運用報酬	年率0.40%	
管理報酬	年率0.20%程度	
その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料、現地税務代理人費用等がかかります。	
設立日	2006年10月9日	
決算日	毎年8月31日	

* ICICIAM は、ICICI 銀行と世界有数の金融サービスグループを展開する英国プルーデンシャル社（以下「最終親会社」）との合弁会社です。なお、最終親会社および ICICIAM は、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国の M&G 社の子会社であるプルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

モーリシャス籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・コンシュマー・エクイティ・オープン・リミテッド」（以下「インディア・コンシュマー・エクイティ」）および「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・インフラストラクチャー・エクイティ・オープン・リミテッド」（以下「インディア・インフラストラクチャー・エクイティ」）の投資家は、「インディア・コンシュマー・エクイティ」および「インディア・インフラストラクチャー・エクイティ」において破綻・不履行等が発生した場合にも、モーリシャスの法的補償の対象となることはありません。

モーリシャス金融サービス委員会は、「インディア・コンシュマー・エクイティ」および「インディア・インフラストラクチャー・エクイティ」の財務健全性、あるいは関連して作成される報告書もしくは意見表明等についての正確性を保証するものではありません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあります。基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。



外国の税制変更リスク

当ファンドが投資対象とする外国投資法人の設定地および投資対象国において、税制が変更された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受けたお申込みの受付けを取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



リスクの管理体制

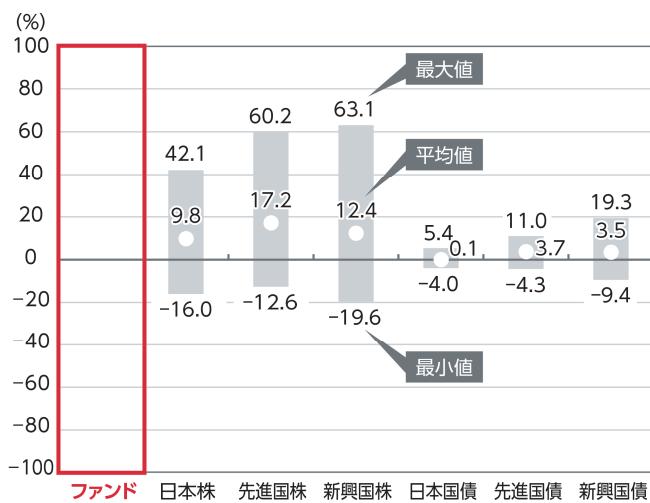
- 委託会社では、運用部門において投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めていきます。さらに、運用部門から独立した部署が、当ファンドの投資ガイドライン等の遵守状況等のチェックを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会は当ファンドのリスク全般の管理を行います。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や態勢について監督します。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド： 該当事項はありません。
他の代表的な資産クラス： 2017年5月～2022年4月

※2022年7月29日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスについて、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。

すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドは2022年7月29日から運用を開始する予定であり、表示すべき当ファンドの騰落率はありません。

<各資産クラスの指標>

日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	東証株価指数（TOPIX）の指標値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）	MSCI 指数（MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス）は MSCI Inc.が算出している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また MSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）	NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が公表している指標で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	JP モルガン GBI グローバル（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。
先進国債	JP モルガン GBI グローバル（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	JP モルガン GBI グローバル（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

(注) 海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指標を委託会社が円換算したものであります。

3 運用実績

当ファンドは 2022 年 7 月 29 日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

■基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

■分配の推移

該当事項はありません。

■主要な資産の状況

該当事項はありません。

■年間収益率の推移

該当事項はありません。

なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

4 手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社にお問合せください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ①インドの金融商品取引所の休場日 ②モーリシャスの銀行休業日 ③シンガポールの銀行休業日 ④日本におけるシンガポールの銀行休業日の前営業日 なお、上記以外に、委託会社の判断により購入・換金申込受付不可日とする場合があります。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込分とします。
購入の申込期間	当初申込期間：2022年7月19日から2022年7月28日まで 継続申込期間：2022年7月29日から2023年10月24日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、また信託財産の効率的な運用を維持するため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受けたお申込みの受け付けを取消すこと、または両方を行うことがあります。
信託期間	2022年7月29日から2032年7月26日まで
線上償還	以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、線上償還を行うことがあります。 ①信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年7月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	原則として年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	3,000億円（当初設定上限額200億円）
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。
基準価額の新聞掲載	原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に「+αインド」として掲載されます。



ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	当ファンド①	純資産総額に対して年率 0.3905% (税抜 0.355%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期間の最初の 6 カ月終了日 (当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了時に支払われます。 <当ファンド①の配分>	信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率	
		委託会社 年率 0.1815% (税抜 0.165%)	委託した資金の運用の対価	
		販売会社 年率 0.1815% (税抜 0.165%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	
		受託会社 年率 0.0275% (税抜 0.025%)	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	
投資対象とする 投資信託証券②		年率 0.60%程度		
実質的な負担 (①+②)		年率 0.9905%程度 (税込)		
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等）は、純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期間の最初の 6 カ月終了日 (当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。			

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換 金(解 約) 時 及 び 償 返 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※上記は、2022年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

